

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先 011-709-2311 内線4475

令和8年3月27日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望				借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考		
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類					借受可能 期間					借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 （※6）
					前回入札時 の最低売却 価格（円）	前回入札の 公示日	一時 貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け （※4）	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け （※5）								
1	室蘭市 西小路町98番4、同番5、 同番6	宅地	184.03	○	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
2	室蘭市 西小路町100番5、同番6	宅地	124.70	○	439,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
3	室蘭市 菊志南町3丁目50番18、 同番24、同番25、同番28	宅地 原野	3,186.67	○	1,500,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
4	室蘭市 山手町2丁目96番7、同番 61、99番7	宅地	4,340.47	○	非公表	H23.1.14	○	○	○	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
5	夕張市 沼ノ沢43番4、同番5	宅地	1,218.67	○	987,000	R6.11.8	○	○	○	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
6	岩見沢市 北2条西9丁目25番1、同 番2、28番、27番1、同番 2、28番1、同番2	雑種地	894.21	○	1,970,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
7	岩見沢市 堀が丘2丁目303番	宅地	606.44	×	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
8	岩見沢市 日の出9丁目499番1、 同番2、500番、502番、 512番8	宅地	1,296.00	×	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
9	岩見沢市 美園2条6丁目16番1	宅地	207.08	○	2,050,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
10	岩見沢市 美園2条6丁目17番1、同 番2	宅地	452.89	○	4,400,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
11	岩見沢市 美園2条7丁目33番2	宅地	300.25	○	3,430,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
12	岩見沢市 堀が丘5丁目295番8、同 番9、302番29、同番30	雑種地	701.31	○	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
13	吉小牧市 明徳町4丁目327番236	宅地	4,492.10	×	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
14	美唄市 東5条南1丁目79番1058	宅地	396.06	×	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
15	滝川市 幸町2丁目86番86	宅地	164.34	×	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
16	滝川市 新町1丁目43番9、同番17	宅地	365.89	○	1,200,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
17	滝川市 東滝川町1丁目459番86	宅地	344.75	○	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
18	深川市 2条34番1	宅地	1,424.58	○	7,690,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
19	深川市 2条34番23	宅地	512.70	○	2,190,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
20	伊達市 館山下町2番99	原野	298.89	○	—	—	○	×	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	
21	夕張郡栗山町 字穂立159番1	宅地	439.20	○	1,200,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
22	雨竜郡秩父別町 字秩父別1527番32	宅地	343.82	○	663,000	R7.10.24	×	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	先着順売却物件
23	雨竜郡北竜町 字和2番18	宅地	483.20	○	603,000	H30.11.2	○	○	○	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ 先のとおり	

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考			
				買受要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類									借受可能期間	借受要望受付期間	借受参考貸付料等(※6)
					前回は札時の最低売却価格(円)	前回は札の公示日	一時貸付け(※2)	3年を超える貸付け(※3)	事業用定期借地権の設定による貸付け(※4)	一般定期借地権の設定による貸付け(※5)								
24	両巻郡沼田町南1条7丁目504番30、同番31	宅地	524.98	○	586,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
25	白老郡白老町字石山350番	雑種地	6,395.93	○	11,300,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
26	白老郡白老町字社台63番4	原野	289.14	○	421,000	R5.11.10	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
27	白老郡白老町日の出町3丁目47番35	宅地	1,379.71	○	3,010,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
28	白老郡白老町日の出町3丁目47番36	宅地	2,642.06	○	2,960,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
29	白老郡白老町緑丘1丁目2番17	原野	255.22	○	1,080,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
30	白老郡白老町緑丘1丁目2番18	原野	250.21	○	1,060,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
31	白老郡白老町緑丘1丁目2番19	原野	365.23	○	1,490,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
32	沙流郡日高町字緑町1番4、9番14、同番15、同番17、10番2、240番	宅地	2,087.49	○	3,400,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
33	沙流郡日高町字緑町11番50、同番53、20番4、21番2、22番114	宅地	2,540.56	○	4,300,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
34	新冠郡新冠町字泉335番5	宅地	2,284.93	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
35	新冠郡新冠町字泉335番23、同番24	宅地	595.32	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
36	浦河郡浦河町大通1丁目62番、63番	宅地 雑種地	258.03	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
37	浦河郡浦河町堺町西1丁目153番4	雑種地	218.46	○	411,000	R7.10.24	×	×	×	×	—	—	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
38	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番1	雑種地	641.71	○	1,030,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
39	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番2	雑種地	1,000.87	○	1,490,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
40	浦河郡浦河町堺町西1丁目155番3	雑種地	574.69	○	904,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
41	日高郡新ひだか町東静内34番5、331番10、同番17	宅地	1,643.73	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
42	日高郡新ひだか町東静内48番1、49番1	宅地 原野	1,086.82	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
43	日高郡新ひだか町東静内330番2、331番7	宅地	1,672.98	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		
44	日高郡新ひだか町東静内347番1	宅地	3,602.33	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通り		

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月種)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月種)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)、 「貸付けの種類」、 「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。